

福井県警察の巡査長に関する訓令

昭和42年 7月10日
福井県警察本部訓令第10号

改正

昭和43年3月20日本部訓令第2号 昭和44年2月12日本部訓令第3号 昭和45年12月28日本部訓令第27号
昭和46年10月26日本部訓令第16号 昭和61年8月11日本部訓令第9号 平成5年11月19日本部訓令第18号
平成6年10月14日本部訓令第24号 平成31年3月14日本部訓令第13号

福井県警察の巡査長に関する訓令を次のように定める。

福井県警察の巡査長に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、巡査長に関する規則（昭和42年国家公安委員会規則第3号）及び福井県警察の組織等に関する規則（昭和35年福井県公安委員会規則第10号）に基づき福井県警察の巡査長の設置等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(巡査長の設置)

第2条 警察本部の課及び隊並びに警察署（以下「所属」という。）に、次の各号に掲げる基準に従い、巡査長を置く。

- (1) 巡査が複数で勤務する交番、警備派出所、検問所、署所在地等の勤務箇所については、勤務の単位ごとに1人以上
- (2) 巡査が単独で勤務する駐在所等の勤務箇所については、重要なものごとに1人
- (3) 前2号に掲げる勤務箇所以外の箇所については、必要があるものごとに1人以上

(巡査長の行う職務)

第3条 巡査長は、巡査として勤務するほか、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 勤務をともにする巡査（巡査長たる巡査を除く。以下同じ。）に対し、自己の勤務を通じて実務の指導に当たること。
- (2) 勤務をともにする巡査の勤務について必要な調整をすること。

(巡査長に充てる巡査)

第4条 巡査長には、勤務成績が優良であり、かつ、実務経験が豊富な巡査であつて、次の各号のいずれかに該当し、過去1年間に懲戒処分を受けたことのないものから選考して充てるものとする。

- (1) 勤務年数が6年（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学（短期大学を除く。）を卒業した者にあつては2年、同法に定める短期大学又は高等専門学校を卒業した者（同法に定める専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）にあつては

4年)に達しており、かつ、指導力を有する者

(2) 巡査部長昇任試験に合格している者、その他勤務成績が優秀であり、かつ、優れた指導力を有する者

(巡査長選考委員会)

第5条 巡査長の選考を行うため、警察本部に、巡査長選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員で組織する。

3 委員長は警察本部長、委員は各部長をもつて充てる。ただし、本部長が部長の事務取扱いのときは、本部長が指名するものを委員に加えるものとする。

(巡査長の選考の方法)

第6条 巡査長の選考は、所属長から推薦された巡査について、書類審査により行うものとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、面接審査を併せて行うことができる。

(巡査長に充てる巡査に対する教養)

第7条 巡査長に充てる巡査に対し、巡査長の職務その他巡査長として必要な教養を行うものとする。ただし、巡査部長昇任試験に合格している者に対しては、これを省略することができる。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和42年7月10日から施行する。

附則（昭和43年3月20日警察本部訓令第2号）

この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。

附則（昭和44年2月12日警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附則（昭和45年12月28日警察本部訓令第27号）

この訓令は、昭和46年1月1日から施行する。

附則（昭和46年10月26日警察本部訓令第16号）

この訓令は、昭和46年11月1日から施行する。

附則（昭和61年8月11日警察本部訓令第9号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附則（平成5年11月19日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成5年12月1日から施行する。

附則（平成6年10月14日警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附則（平成31年3月14日警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。